

新：FAQ（2月17日公開版）		旧：FAQ（2月10日公開版）	
P4	<p>Q25. 法人設立準備中での応募です。e-Radの登録方法を教えてください。</p> <p>A25. 法人設立準備中の場合は、e-Radの登録は不要です。追加資料7のe-Rad応募内容提案書の提出も不要です。</p> <p>なお、提案書様式第1のe-Radの研究機関コード（10桁）の記入欄については、「法人設立準備中」と記入してください。現在、会社の登記等の作業を開始している応募者の方は、提案書提出前に事務局にお申し出ください。</p> <p>また、会社の登記が済んだ場合は事務局にご連絡いただき、改めてe-Radの登録を行うこととなります。</p>	Q25. 法人設立準備中での応募です。e-Radの登録方法を教えてください。	<p>A25. <u>e-Radの説明については公募要領の別紙1をご確認ください。</u></p> <p><u>会社設立前の場合、公募要領の別紙1＜手続きの概略＞①～④の内、②から作業を行ってe-Radの登録を完了してください。</u></p> <p><u>なお、「①所属研究機関の登録」に2週間ほど有します。現在、会社の登記等の作業を開始している応募者の方は、事務局にお問い合わせください。</u></p> <p><u>また、提案書様式第1のe-Radの研究機関コード（10桁）の記入欄については、「法人設立準備中」と記入してください。</u></p> <p><u>なお、会社の登記が済んだ場合は事務局にご連絡いただき、その後の指示に従ってください。</u></p>
P7	<p>Q49. 「購買に関する関心表明書（EOI）」は、なるべく多く提出した方が審査において優遇されますか？</p> <p>A49. EOIを提出いただくことは、プランAで実施するための条件ですが、条件としては1枚提出いただければ充分です。</p> <p>EOIを複数枚ご提出いただき、それが事業体制上重要であって事業化の確度の高さを示すことに繋がっていれば、審査において事業の蓋然性が高いと評価を受ける可能性があります（Ⅲ. 事業化実施計画詳細 3. 事業化計画（3）事業体制）。また、EOIに記載いただく事業会社と提案者の合意事項の内容が提案する事業に有効であることが重要です。</p>	Q49. 「購買に関する関心表明書（EOI）」は、なるべく多く提出した方が審査において優遇されますか？	<p>A49. <u>EOIの提出枚数に応じて優遇することはありません。EOIに記載いただく事業会社と提案者の合意事項の内容が提案する事業に有効であることが重要です。</u></p>

2022年度 「研究開発型スタートアップ支援事業／地域に眠る技術シーズや

エネルギー・環境分野の技術シーズ等を活用したスタートアップの事業化促進事業」

FAQ集

【事業1コース、2コース共通】

●事業一般に関すること

Q1. 事業規模を教えてください。

A1. 公募要領に記載のとおり、総事業費は約33億円です。

Q2. それぞれの事業で予定している採択件数はありますか？

A2. 総事業費の範囲内での採択となりますが、事業1コースは10件程度、事業2コースは15件程度を予定しております。

Q3. 本事業は、来年度以降もありますか？

A3. 今年度の第2回公募、次年度以降の公募のいずれも現時点で予定していません。

Q4. 本事業の事業目的を教えてください。

A4. エネルギー・環境分野をはじめとする、社会課題を解決するための具体的な事業計画があり、持続可能な社会の創出に資するスタートアップの事業化の支援を目的としております。

Q5. 事業名称の、「地域の技術シーズ」や、「エネルギー・環境分野の技術シーズ」は応募の要件ですか？

A5. 応募の要件ではございません。広く社会課題を解決する事業計画を募集しております。なお、「地域の技術シーズ」や「エネルギー・環境分野の技術シーズ」については、審査の過程で一定程度の優遇を行います。

Q6. 「地域の技術シーズ」ですが、弊社は北海道大学発ベンチャーですが、現在は東京で技術開発を行っています。優遇に該当しますか？

A6. 申し訳ありませんが、本事業では、NEDO事業の研究実施場所が、該当する地域である場合としております。なお、優遇の範囲としては、共同研究先の学術機関も含まれます。

Q7. 弊社はインターネット付随サービス業ですが、グリーン成長戦略や革新的環境イノベーション戦略に記載されている技術開発を行う必要がございますか？

A7. 必ずしもそれらに記載されている技術開発である必要はございません。あくまで例示として出しております。「2030年の温室効果ガス排出量46%削減」や「2050年カーボンニュートラル」に資する技術開発であることを説明できれば応募は可能です。ご不明点がございましたら事前に事務局にお

問い合わせください。

Q8. 別の補助金と併願することは可能ですか？

A8. 併願することは可能です。併願した申請内容については、別添2に内容を記載ください。

Q9. 他のNEDOのプロジェクトに採択が内定している場合は、応募出来ませんか？

A9. 応募は可能ですが、重複助成排除の観点から、同一の研究開発テーマに対して複数の補助金を受け取ることはできません。異なる研究開発テーマの場合、双方の事業を実施できる体制を有しているかも含めて審査されます。

Q10. 医薬品開発は対象外との事ですが、創薬支援技術開発や医療機器開発は対象でしょうか？

A10. 医薬品開発は対象外となりますが、創薬支援技術開発、医療機器開発は対象です。ご質問等ございましたら提案前に事務局までお問い合わせください。

Q11. 評価内容、評価点の割合・配点は開示いただけますか？

A11. 公募要領にも記載のとおり、審査は非公開で行われ、審査内容は非開示としております。

Q12. 応募時チェックリスト「II. 応募要件、留意事項に係るチェックリスト」のチェック項目はすべて満足することが必須ですか？

A12. 必須です。

Q13. 提案書のボリュームに制限はありますか？

A13. 提案書類のページ数に制限は設けておりませんが、審査委員が査読しやすいように分かりやすく説明するという観点からも、ボリュームが多ければ良いということはありません。なお、参考として「提案書作成にあたって」の分類番号の1から3まで（事業化実施計画詳細まで）で20ページ以内に収まるように作成を心がけてください。また、図や表を用いて説明する等の工夫もご検討ください。

Q14. 本事業で、特許出願ができるような成果が生まれた場合、その知財権利はどのように扱われますか？

A14. 本事業の結果得られる知的財産権等は基本的に事業者に帰属します。ただし助成事業の実施期間中または事業終了後5年以内に、知的財産権等を出願または取得した場合はNEDOに対して届出書を提出頂く必要があります。

●費用計上等に関すること

Q15. 補助金の使途に制限がありますか？

A15. 提案される技術開発に係わる費用（機械装置費、労務費等々）になります。NEDO事業の技術開発に直接かかわらないものについては計上できませんのでご注意ください（例えば、事務員の人件費や、汎用の消耗品の購入、営業活動にかかわる人件費等）

Q16. 助成対象の費用は、採択後の 2022 年 5 月発注分からですか？それとも提案時の 2022 年度 3 月分
から計上が可能ですか？

A16. 交付決定後から事業開始となり、費用の計上が可能となります。事業開始日から終了日までの間に、
発注から検収・支払を終えているものが計上可能です。採択されて交付決定を受けるまでは費用計
上できません。採択後、交付申請書を NEDO に提出いただき、NEDO の決裁を経て交付決定とな
ります。

Q17. 補助金を事業開始後（交付決定後）すぐに全額振り込んでいただくことは可能ですか？

A17. 助成金は概算払・精算払となるため、事業期間中は必要経費を立替える必要があります。前払いは行
えません。

※1 精算払とは

・助成期間完了後の確定検査をもって、最終の経費を NEDO が支払うこと。

※2 概算払とは

・必要があると認められた場合、助成期間の途中に経費の一部を NEDO が支払うこと。

・本事業で概算払が認められる経費は、手続きの時点で納品・検収が完了しているもの。

・詳細は、下記 URL に掲載のマニュアル p.9 や p.104 を参照。

<https://www.nedo.go.jp/content/100930829.pdf>

・マニュアルでは概算払のタイミングは年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）と記載され
ているが、必要に応じてこれ以外の月に支払うことも可能。

Q18. 製品開発の費用に関して、提案時に請負業者からの見積書が必要でしょうか？

A18. 提案時点では見積書は必要ありませんが、ある程度の精緻な額で提案書を作成いただくことをお勧
めします。審査においても、計上額の妥当性については確認をいたします。また、採択後の交付申
請書の作成の際には、必要となる場合があります。

Q19 機械設備として助成金で購入したものは、期間終了後も保持できますか？

A19. 保有できます。ただし、「処分制限財産」として扱い、例えば今回提案の研究開発目的以外の利用の
場合は NEDO への承認申請等の手続きがあります。

Q20 外注費の計上は可能ですか？また、外注費の割合に制限はありますか？

A20 可能です。外注費は「助成事業の遂行に必要な、加工・分析等の請負外注に係る経費」「使用する期
間が 1 年未満の物品の製作を請負外注する場合」が基本的な考え方です（重要な研究の外注は「研究
開発の外出し」と見なされる可能性があります）。外注費の割合に制限はありませんが、提案される
事業においてどの部分は自社で行い、どの部分は外注で行うのかが分かるように提案書の「NEDO
事業期間における研究開発の内容」に記載ください。なお、採択された場合、金額精査の後に交付決
定となります。

【事業1コース】

●応募要件等に関すること

Q21. 対象事業者の「起業前後」ということですが、起業から何年以内、という制限はありますか？

A21. 応募時点で会社設立 15 年以内であることが応募要件です。提案する事業に取組み始めた時期については提案書の「本事業をはじめのきっかけ、動機、目的（事業1コース提案書 添付2 I.1.(1))」「事業化の背景・動機（事業2コース提案書 添付2 III.1.(1))」の中でご説明ください。

Q22. 既存事業の技術開発も行いつつ、新たな事業領域も探している状況です。新しい事業領域に向けた研究開発の内容で応募可能ですか？

A22. 新しい事業計画に向けて PoC を行う内容であれば応募いただくことは可能です。

Q23. 既に VC から出資を受けているのですが、応募に際し、既出資金額の上限等がありますか

A23. ございません。

Q24. 「ESG Tech Battle 2022」に参加して、表彰された場合、事業1コースも採択になりますか？

A24. コンテストの成績がそのまま事業1コースの採択になるわけではありませんが、優秀な成績を収めた場合、事業1コースで一定程度の優遇があります。ただし、事業1コースに応募し提案書が受理されていることが必要です。

●応募書類等に関すること

Q25. 法人設立準備中での応募です。e-Rad の登録方法を教えてください。

A25. 法人設立準備中の場合は、e-Rad の登録は不要です。追加資料7の e-Rad 応募内容提案書の提出も不要です。

なお、提案書様式第1の e-Rad の研究機関コード（10桁）の記入欄については、「法人設立準備中」と記入してください。現在、会社の登記等の作業を開始している応募者の方は、提案書提出前に事務局にお申し出ください。

また、会社の登記が済んだ場合は事務局にご連絡いただき、改めて e-Rad の登録を行うこととなります。

Q26. 「出資に関する関心表明書 (IOI)」は、近親者が経営をしている会社からでも問題ありませんか？

A26. 応募者の経営者の近親者からの IOI は認めておりません。エンジェル投資家の場合も同様です。

Q27. 「出資に関する関心表明書 (IOI)」は、事業期間中の出資を確約する内容である必要はありますか？

A27. 事業期間中の出資の確約をお願いするものではございません。

Q28. 「出資に関する関心表明書 (IOI)」は、NEDO 認定 VC から取得する必要がありますか？

A28. NEDO 認定 VC に限定しておりません。

Q29. 「出資に関する関心表明書 (IOI)」の出資の金額や出資時期等に制限はありますか？

A29. 制限はございませんが、今後の事業計画等を勘案した上で説明ができる内容であることが望ましいです。

Q30. 「出資に関する関心表明書 (IOI)」の出資元は日本法人や日本に居住している投資家である必要はありますか？

A30. 制限はございません。

Q31. 「出資に関する関心表明書 (IOI)」は融資でも問題ありませんか？

A31. 出資である必要がございます。

Q32. 「出資に関する関心表明書 (IOI)」の内容が公開されることはありますか？

A32. IOI の内容については、審査の過程、並びに、交付決定等の事業進捗で確認いたしますが、内容を外部に公開する資料ではございません。

Q33. 既に出資を受けているのですが、IOI の提出は必要ですか？

A33. 2021 年 11 月 26 日以降の出資の場合は、IOI の提出は免除となります（追加資料 2 「出資に関する報告書」を提出してください。）。

【事業2コース】

●応募要件等に関すること

Q34. VC、CVC、事業会社からの出資を受けていることが応募の要件になっていますが、出資を受けた時期は1年以上前でも構いませんか？

A34. 出資を受けた時期に制限はありませんが、応募時提出資料の株主名簿（追加資料10）に記載があることが必須となります。

Q35. 応募要件の出資については、サポインで補助金を受けた実績や、エンジェル投資家（クラウドファンディングを含む）は要件に該当しますか？

A35. 該当しません。それらがあってもかまいませんが、応募要件としては、VC、CVC、事業会社からの出資が必要です。

Q36. 新株予約権型の CE（コンバーティブルエクイティ）で調達していて、提案時点で転換していない場合でも応募は可能ですか？

A36. 応募は可能です。株式に転換していない新株予約権型の CE の場合には、追加資料11として、VC等との間で締結された出資に関する契約書（投資契約書等）の写しを提案時に提出頂く必要があります。

Q37. 助成金の額と VC 等の出資額の比率に取り決めはありますか？

A37. 取り決めはありません。ただし、事業会社からの出資については持株比率が50%未満かつ非連結対象であることや見なし大企業に当たらないことが応募の要件です。ご注意ください。

Q38. 応募時のベンチャーキャピタル等から受けている投資総額に上限や下限がありますか？

A38. 応募要件に VC からの投資総額に制限はありません。

Q39. 出資する VC は、NEDO の認定 VC に限りますか？

A39. 認定 VC に制限していません。

Q40. VC は海外 VC でも応募資格がありますか？

A40. 応募資格はあります。

Q41. VC から既に出資を頂いていますが、今回更に VC からの出資が必要でしょうか？

A41. 既に出資済であれば、応募要件として新たな出資は必要ありません。

Q42. 既に VC から出資頂いているので、資金調達計画は金融機関でも問題ないですか？

A42. 問題ありません。今後の資金調達については、金融機関からの融資も対象になります。

Q43. 既存事業の事業化に向けた内容を事業2で応募し、新規事業のための PoC を事業1で応募するこ

とは可能ですか？また、両者に採択され両事業とも実施することは可能ですか？

A43. 重複受給等の観点、並びに両方の事業が実施可能な体制等も含め審査を行います。その上で採択された場合、両事業の実施は可能です。

Q44. 事業化の時期について目安がありますか？

A44. 特に制限はありませんが、事業化の時期が適切か、事業計画の妥当性と併せて確認します。

Q45. 当社は昨年度 PCA の支援を受けましたが、今年度本事業に応募することは可能ですか？

A45. 応募可能です。PCA と本事業は、そもそも助成事業の目的が違います。提案書でその点を踏まえたご説明をご検討ください。

Q46. 2021 年 2 月末に別の助成金を終了しています。今回は、それを用いて構築した技術シーズを活用した申請を検討していますが、問題はありますか？

A46. 問題ありません。

Q47. 既にある製品で売り上げがありますが、製品改良の内容で応募可能でしょうか？

A47. 本事業の目的である、社会課題解決に資する事業計画である場合は、当該製品の改良のための開発、新しい製品開発のいずれも応募可能です。ただし、改良したものを NEDO 事業期間内に製品として販売することは出来ません。NEDO 事業期間内に販売開始の見込みがある場合は事前に NEDO に相談してください。

●応募書類等に関すること

Q48. 「購買に関する関心表明書 (EOI)」の事業会社等の条件 (例えば会社規模、国内外など) はありますか？

A48. 条件等はありません。事業会社等には、NPO、NGO、政府自治体も含まれます。

Q49. 「購買に関する関心表明書 (EOI)」は、なるべく多く提出した方が審査において優遇されますか？

A49. EOI を提出いただくことは、プラン A で実施するための条件ですが、条件としては 1 枚提出いただければ充分です。

EOI を複数枚ご提出いただき、それが事業体制上重要であって事業化の確度の高さを示すことに繋がっていれば、審査において事業の蓋然性が高いと評価を受ける可能性があります (Ⅲ. 事業化実施計画詳細 3. 事業化計画 (3) 事業体制)。また、EOI に記載いただく事業会社と提案者の合意事項の内容が提案する事業に有効であることが重要です。

以上